

資料3-2

「今後の地方教育行政の在り方について」(諮詢)に関する参考資料

1. 教育委員会制度の在り方について

(1) 現行制度について

教育委員会制度の仕組みと趣旨

① 教育委員会制度の仕組み

- 教育委員会は、首長から独立した行政委員会として全ての都道府県及び市町村等に設置。
- 教育委員会は、教育委員長が主宰する会議で、教育行政における重要事項や基本方針を決定し、それに基づいて教育長が具体的な事務を執行。
- 教育委員は、非常勤で、原則5人。任期は4年で、再任可。
- 教育委員長は教育委員会を代表し、教育委員のうちから教育委員会が選挙。任期は1年で再任可。
- 教育長は、常勤で、教育委員のうちから教育委員会が任命。(教育委員長との兼任不可)

② 教育委員会制度の趣旨

A 政治的中立性の確保

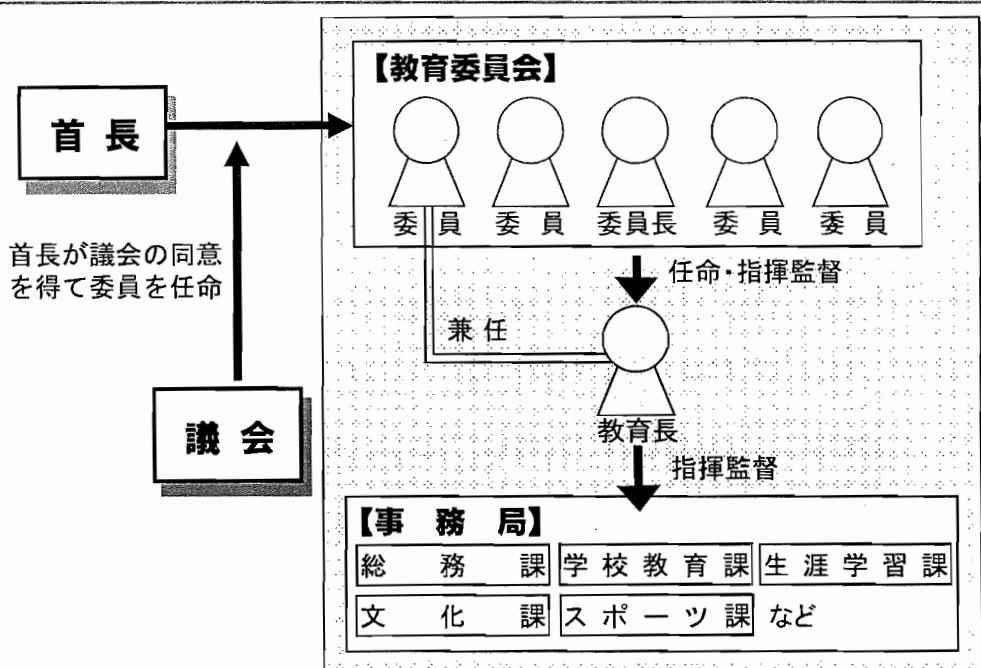
教育は、その内容が中立公正であることが極めて重要。個人的な価値判断や特定の党派的影響力から中立性を確保することが必要。

B 繼続性・安定性の確保

特に義務教育について、学習期間を通じて一貫した方針の下、安定的に行われる必要がある。

C 地域住民の意向の反映

教育は、地域住民にとって関心の高い行政分野であり、専門家のみが担うのではなく、広く地域住民の参加を踏まえて行われることが必要。



教育事務の役割分担（教育委員会・首長）

○教育委員会と首長の役割分担

教育委員会	○学校教育に関すること ・公立学校の設置、管理 ・教職員の人事・研修 ・児童生徒の入学、退学 ・学校の組織編成、教育課程、 生徒指導 ・教科書採択 ・校舎等の施設の整備	○社会教育に関すること ・講座、集会の開設等 ・社会教育事業の実施 ・公民館、図書館、博物館等 の設置、管理	○文化財の保護に関すること ○学校における体育に関する こと
原則教育委員会が管理・執行するが、条例を制定すれば首長に移管できる事務	○文化に関すること ・文化事業の実施 ・文化施設の設置管理	○スポーツに関すること ・スポーツ事業の実施 ・スポーツ施設の設置管理	
知事 市町村長	○大学に関すること ○私立学校に関すること ○教育財産の取得・処分 ○契約の締結 ○予算の執行		

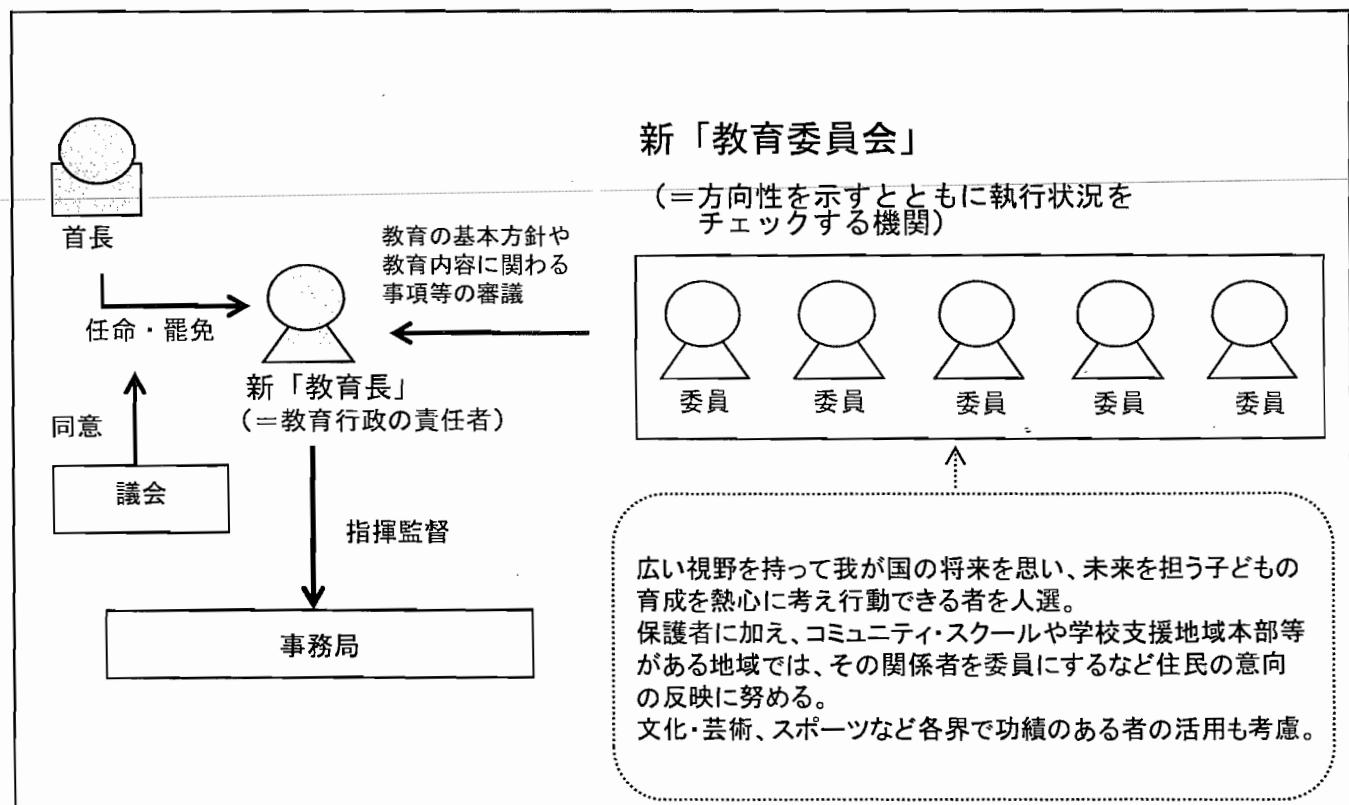
- 教育に関する事務の管理・執行の基本の方針に関すること
- 教育委員会規則・規程の制定、改廃に関すること
- 教育委員会所管の学校・教育機関の設置、廃止に関すること
- 教育委員会やその所管の学校等の職員の任免その他人事に関すること
- 教育に関する事務の管理・執行の状況の点検・評価に関すること
- 教育事務の予算その他議会の議決を経るべき事項の議案について長に
具申する意見に関すること

(2) 「教育委員会制度等の在り方について (第二次提言)」のポイント

1. 地方教育行政の権限と責任を明確にし、全国どこでも責任ある体制を築く。

- 地方公共団体における教育行政の責任体制を明確にするため、首長が任免を行う教育長が、地方公共団体の教育行政の責任者として教育事務を行うよう現行制度を見直す。首長による教育長の任命・罷免に際しては、議会の同意を得ることとし、議会が教育長の資質・能力をチェックする。
- 教育長を教育行政の責任者とすることに伴い、教育委員会の性格を改め、その機能は、地域の教育の在るべき姿や基本方針などについて闊達な審議を行い、教育長に対し大きな方向性を示すとともに、教育長による教育事務の執行状況に対するチェックを行うこととする。
- 政治的中立性等を確保するため、特に、教育長が教育の基本方針や教育内容に関わる事項を決定する際には、教育委員会で審議することとするなどの制度上の措置を講ずる。
- 上記の方針の下、新たな地方教育行政体制において、教育委員会で審議すべき事項とその取扱い、教育委員の任命方法、教育長の罷免要件等の詳細な制度設計については、今後、中央教育審議会において更に専門的に審議されることを期待する。その際、新たな教育行政組織の名称について、役割や機能が国民に分かりやすいものとなるように配慮する必要がある。

【制度改革後のイメージ】



2. 教育行政における国、都道府県、市町村の役割分担と各々の関係の在り方について

(1) 現行制度について

教育行政における国・都道府県・市町村の役割分担(義務教育の例)

主な役割	
国	<p><u>学校制度等に関する基本的な制度の枠組みの制定</u></p> <p>(例) ・「学校教育法」等による学校教育制度の制定 ・「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」による地方教育行政制度の制定 ・教科書検定制度 ・教職員免許制度(免許状の種類,授与権者,効力等)の設定</p> <p><u>全国的な基準の設定</u></p> <p>(例) ・小中学校等の学校の設置基準(編制,施設設備等)の設定 ・学習指導要領等の教育課程の基準の設定 ・学級編制と教職員定数の標準の設定</p> <p><u>地方公共団体における教育条件整備に対する財政的支援</u></p> <p>(例) ・市町村立小・中学校等の教職員の給与費と校舎の建設等に要する経費の国庫負担 ・教科書の無償給与</p> <p><u>指導・助言・援助</u></p> <p>(例) ・教育内容や学校運営に関する指導,助言,援助</p>
都道府県	<p><u>広域的な処理を必要とする教育事業の実施</u></p> <p>(例) ・市町村立小・中学校等の教職員の任命</p> <p><u>市町村における教育条件整備に対する財政的支援</u></p> <p>(例) ・市町村立小・中学校等の教職員の給与費の負担</p> <p><u>指導・助言・援助</u></p> <p>(例) ・教育内容や学校運営に関する指導,助言,援助</p>
市町村	<p><u>学校等の設置管理</u></p> <p>(例) ・市町村立の小・中学校の設置管理</p>
学校	<p><u>教育の実施</u></p> <p>(例) ・教育の実施</p>

○教育基本法

第16条 教育は、不当な支配に服すことなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。

2 国は、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、教育に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。

3 地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならない。

4 国及び地方公共団体は、教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じなければならない。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第1条の2 地方公共団体における教育行政は、教育基本法(平成18年法律第120号)の趣旨にのつとり、教育の機会均等、教育水準の維持向上及び地域の実情に応じた教育の振興が図られるよう、国との適切な役割分担及び相互の協

4力の下、公正かつ適正に行われなければならない。

文部科学大臣による地方公共団体の自治事務に対する 関与について（現行制度）

	根拠法律	対象	内 容	効 果
指導・助言・ 援助	地教行法 第48条	首 長 教 委	<p>相手方を一定方向に導いたり(指導)、必要な事項を進言したり(助言)、特定事業の促進を図るために助力(援助)したりすること。</p> <p>(要 件) 教育に関する事務の適正な処理を図る必要があるとき</p>	法的拘束力なし
是正の要求	地自法 第245条の5 (一般ルール)	首 長 教 委	<p>違反の是正・改善のため<u>必要な措置を講ずべきことを求める</u>ことが可能。</p> <p>(要 件) ①事務の処理が法令の規定に違反、又は ②著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害しているとき</p>	是正・改善のために <u>必要な措置を講じなければならない義務を負う</u> 。(ただし、是正・改善の具体的な内容は自治体の裁量)
	地教行法 第49条 (特則)	教 委	<p>違反の是正・改善のための<u>具体的な内容を明示して必要な措置を講ずべきことを求める</u>ことが可能</p> <p>(要 件) ①事務の処理が法令の規定に違反、又は 事務の管理・執行を怠っているときであって、 ②教育を受ける権利を侵害されていることが明らかな場合</p>	是正・改善のために <u>必要な措置を講じなければならない義務を負う</u> 。(最終的な措置の内容は自治体の判断であるが、具体的な措置内容が明示されているため、教育委員会の措置に強い影響を与える。)
指 示	地教行法 第50条	教 委	<p>相手方に一定の<u>作為又は不作為の義務を課す</u>ことが可能</p> <p>(要 件) ①事務の処理が法令の規定に違反、又は 事務の管理・執行を怠っているときであって、 ②生徒等の生命、身体の保護のため、緊急の必要がある場合であり、 ③他の措置によっては是正を図ることが困難である場合</p>	<u>指示された内容に従い、是正又は改善の措置を講じなければならない。</u>

国等による違法確認訴訟(地方自治法第251条の7)

地方自治法の改正により、国等が是正の要求等をした場合に、地方公共団体がこれに応じた措置を講じず、かつ、国地方係争処理委員会等への審査の申出もしないとき等に、国等は、「違法確認訴訟」を提起することができることとなった(※平成25年3月1日から施行)。

(2) 「教育委員会制度等の在り方について (第二次提言)」のポイント

2. 責任ある教育が行われるよう、国、都道府県、市町村の役割を明確にし、権限の見直しを行う。

- 責任ある教育行政が確実に行われるよう、具体的な教育行政については、原則として地方公共団体自らが判断し、責任を負うべきとの前提に立った上で、地方公共団体の教育行政が法令の規定に違反したり、子どもの生命・身体や教育を受ける権利が侵害されたりする場合には、最終的には、国が、是正・改善の指示等を行えるようにすることにより、その責任をしっかりと果たせるようにする。

3. 学校と教育行政、保護者・地域住民との 関係の在り方について

(1) 現行制度について

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）について

1. 制度の概要

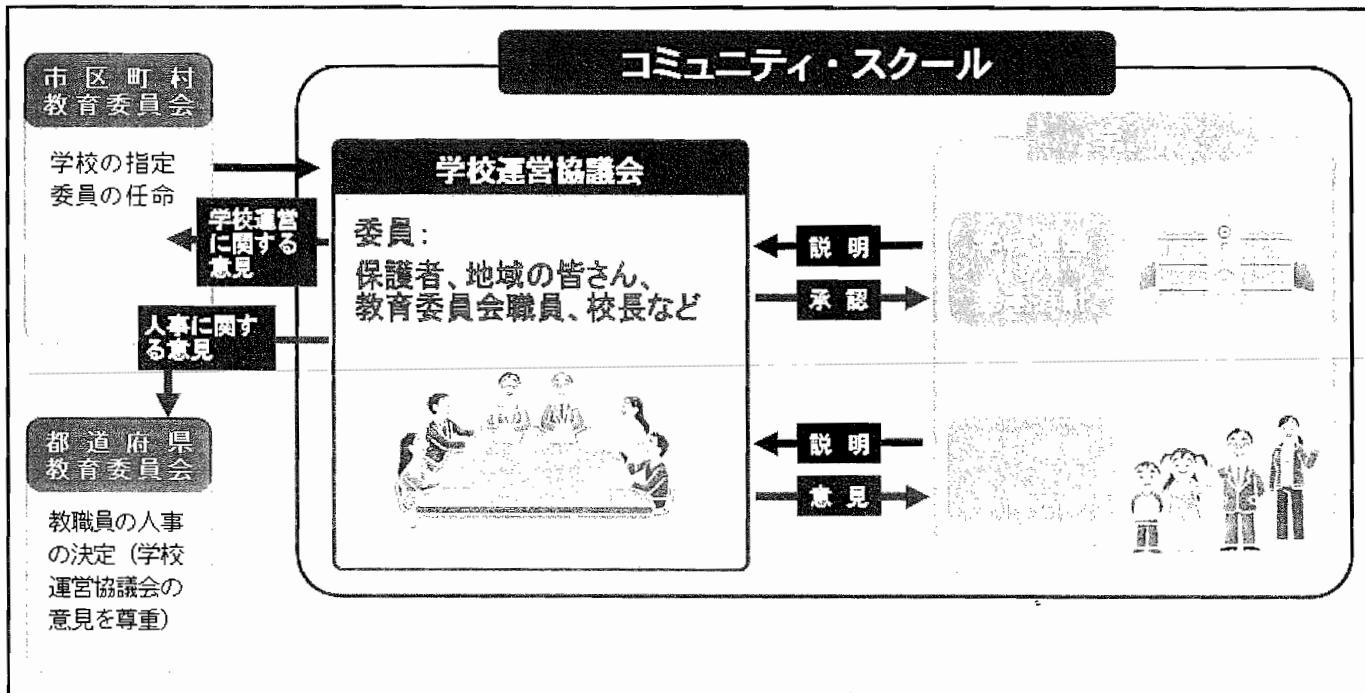
保護者や地域住民が学校運営に参画する「学校運営協議会」制度により、地域の力を学校運営に生かす「地域とともにある学校づくり」を推進する。(平成16年～)

これにより、子どもが抱える課題を地域ぐるみで解決する仕組みづくりや質の高い学校教育の実現及び地域の教育力の向上を図る。

2. 学校運営協議会の主な役割（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十七条の五）

- 校長の作成する学校運営の基本方針の承認
- 学校運営について、教育委員会又は校長に意見
- 教職員の任用に関して、教育委員会に意見
(教育委員会はその意見を尊重して教職員を任用)

3. コミュニティ・スクールのイメージ



« コミュニティ・スクールの指定状況 »

- 平成24年4月現在、1,183校。

(幼稚園55、小学校786、中学校329、高等学校6、特別支援学校7)

« 推進目標 »

- 今後5年間で、全公立小中学校の1割(約3,000校)に拡大。 7

（2）「教育委員会制度等の在り方について （第二次提言）」のポイント

3. 地方教育行政や学校運営に対し、地域住民の意向を適切に反映する。

- 国及び地方公共団体は、教育行政や学校が閉鎖的になることなく、地域と共にあ
る学校づくりを進めるため、コミュニティ・スクールや学校支援地域本部等の設置に
努めることとする。その際、こうした取組を検証しつつ、より実効性のあるものとなる
よう支援策を講じる。